

図書館非正規職員の処遇についてのお願い

2023年5月31日

公益社団法人 日本図書館協会

理事長 植松貞夫

同 非正規雇用職員に関する委員会

委員長 小形亮

日本図書館協会は、すべての種類のあらゆる図書館の進歩発展を図る事業の推進を通して、人々の生活の質の向上に寄与する事を目的に設立された公益社団法人です。

図書館の進歩発展のためには、そこで働く職員が、安定的な雇用条件の下で長期間働き続け、知識と経験を蓄積し、地域固有の課題と利用者の要望の理解に基づいた図書館サービスを提供することで、利用者に信頼される存在であることが基礎であるといえます。

しかるに、本協会の調査によれば、国内全ての公立図書館の職員の76%は、雇用期間等の限定された非正規職員です*1。

非正規雇用、委託・派遣・指定管理者のもとで働く図書館職員の賃金を含む処遇の改善については、本協会では、「会計年度任用職員に関する提言」（2022年1月）により、教育委員会を始めとする自治体当局に繰返しお願いしてきたところではありますが、本年2月12日（日）のNHK「おはよう日本」では、公立の図書館における経費節減のしわ寄せが職員の賃金に及び、その生活が厳しいことが報じられました。低価格競争等による低過ぎる委託費は、図書館サービスの質の低下を招きます。

このことから改めて、自治体執行部の皆様に、下記の4項目について、ご高配賜りますよう強くお願いする次第です。

1. 非常勤職員、臨時職員の賃金と労働条件について、図書館職員の専門性の観点から、改善をお願いします。
2. 会計年度任用職員制度の制定の趣旨に即した適正な運用と、雇用更新時の任用では、公募ではなく勤務実績による能力実証で行なうことをお願いします。任用に当たっては、当該の職場で培われた知識と経験によって判断されることが望ましいと考えます。既に3年間十分な勤務実績を積んでいる職員については、公募によらない任用を望みます。また、やむを得ず公募する場合にも、今までの勤務実績を最大限評価することを求めます。
3. 委託業務や指定管理者に委ねる図書館の管理業務において、それに従事する職員の適正な労働条件等を確保し、図書館サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的に、公契約条例を制定してください。
4. 公契約条例の考え方に基づき、指定管理者の募集時における指定管理料の算定では、図書館サービス水準の向上が期待できるよう、必要にして十分な人件費を見込んでください。*2

以上、関係各位のご配慮をお願い致します。

*1 『日本の図書館 統計と名簿 2022』、p.24 公共図書館集計

値は、2022年4月1日現在。職員数には館長を含む

非正規職員の場合は年間実労働時間の合計1500時間を1人として換算

専任9,327人、兼任1,166人、非常勤14,223人、臨時3,209.7人、委託・派遣15,075人

*2 「図書館事業の公契約基準について」2010年9月 社団法人日本図書館協会

<https://www.jla.or.jp/Portals/0/html/kenkai/201009.pdf>